

緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

4,000億円（令和2年度：3,000億円）
（対前年度比：+1,000億円増、+3割増）

【地方財政措置】

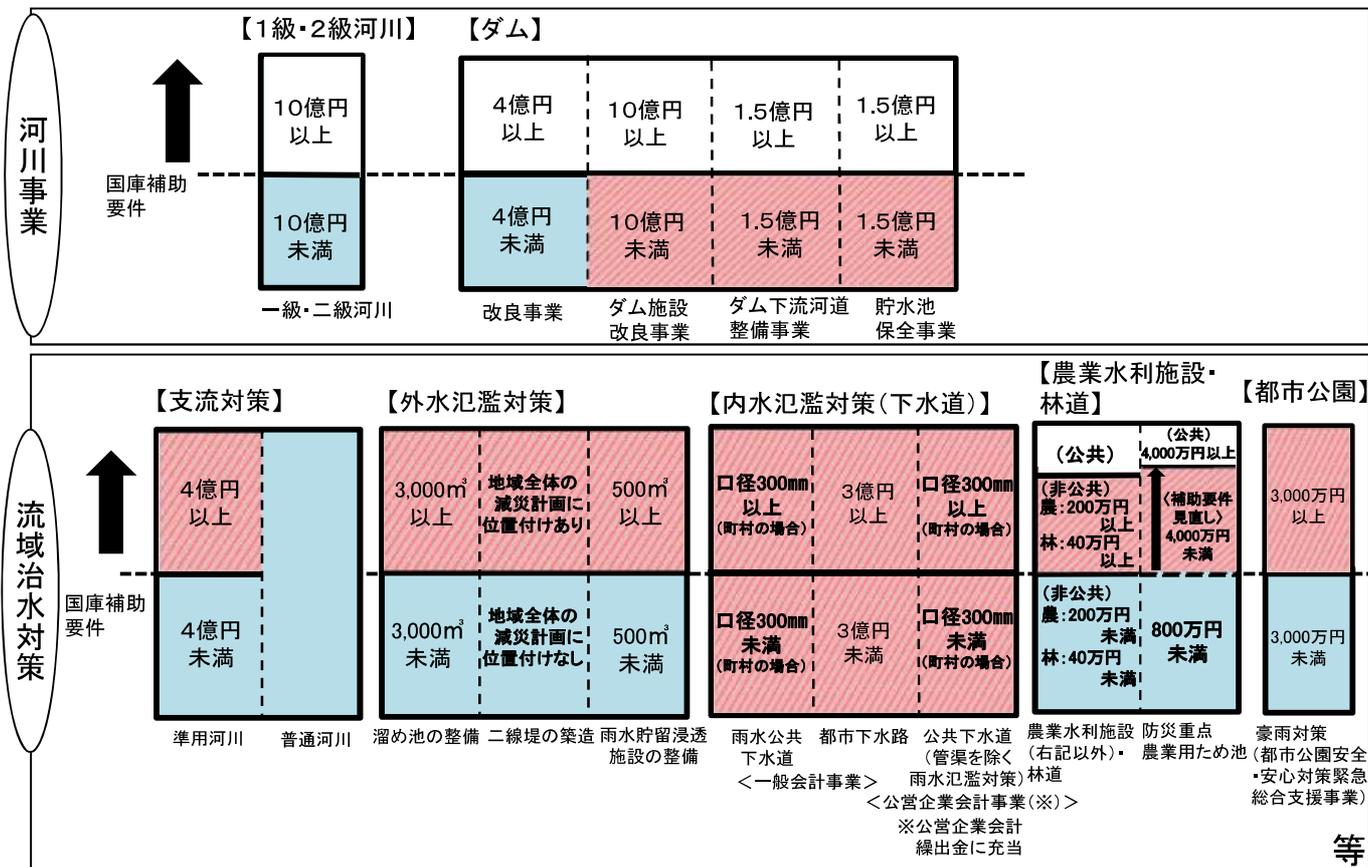
充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】

1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

主な拡充内容

現行の対象事業
 対象拡充部分



2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

事務連絡
令和3年4月1日

各都道府県下水道関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市下水道関係所管課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課
総務省自治財政局準公営企業室

緊急自然災害防止対策事業債における
下水道に係る事業の取扱いについて（周知）

令和3年度地方債同意等基準（令和3年総務省告示第147号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、下水道に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

- ① 雨水公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号（以下「法」という。））第2条第3号ロに規定するもの。以下同じ。）及び都市下水路（法第2条第5号に規定するもの。以下同じ。）に係る管渠、ポンプ施設、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設等
- ② 公共下水道（法第2条第3号イに規定するもの。以下同じ。）に係るポンプ施設（雨水に係るものに限る。）、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設

(2) 対象事業

- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される

地方単独事業（国庫補助の要件を満たさないものに限る。）で、（１）①に掲げる施設の整備事業。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

- 雨水公共下水道
 - ・ 口径 300mm未満のもの（町村の場合）
 - 都市下水路
 - ・ 事業費が概ね 3 億円未満のもの
- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、（１）①に掲げる施設の整備事業のうち、国庫補助の要件を満たすもの及び（１）②に掲げる施設の整備事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中（令和 3 年度に策定予定）の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市町村の事業及び令和 4 年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。

- 雨水公共下水道
- 都市下水路
- 公共下水道（浸水対策）

（３）財政措置

充当率 100%（公共下水道は（２）の対象事業の実施に要する経費についての下水道事業会計への一般会計繰出金に充当）、元利償還金に対する交付税措置率 70%

（４）事業期間

令和 3 年度から令和 7 年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- （１）施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（１（２）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- （２）国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、１（２）の対象事業に該当することを確認する。

- (3) 国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1 (2) の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) 市町村が実施する場合の(1)～(4)の手続については、都道府県を經由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関する事>

(雨水公共下水道、都市下水路、公共下水道)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
課長補佐 久岡、計画調整係長 柴田

[TEL: 03-5253-8430 \(直通\)](tel:03-5253-8430) (内線 34242、34233)

<公共下水道事業の対象施設に関する事>

総務省自治財政局準公営企業室 佐々木

[TEL: 03-5253-5642 \(直通\)](tel:03-5253-5642) (内線)

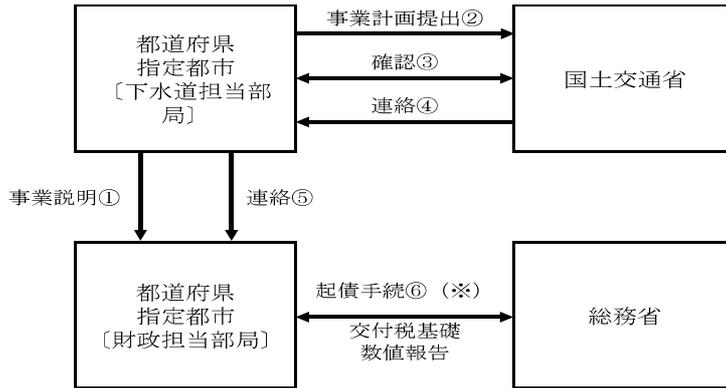
<事業債の制度に関する事>

総務省自治財政局地方債課 三井

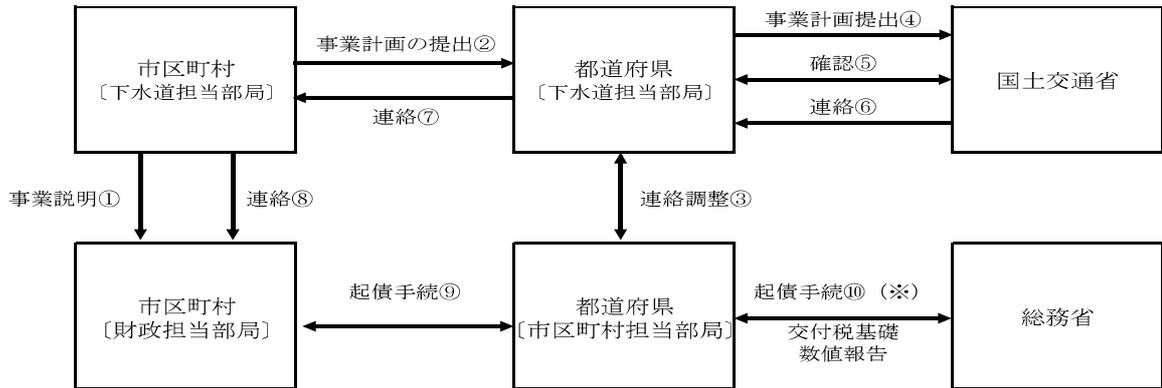
[TEL: 03-5253-5629 \(直通\)](tel:03-5253-5629)

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

(2) 市街地整備事業関係予算 (拡充事項)

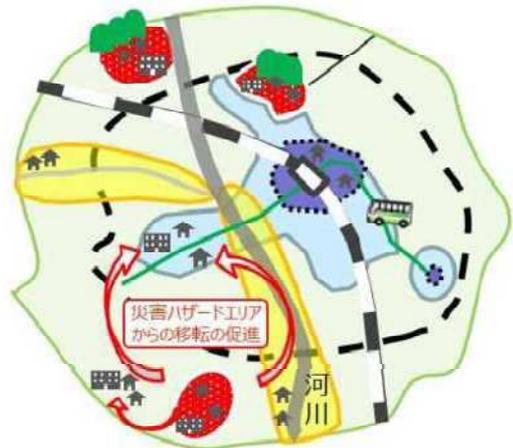
① 都市構造再編集中支援事業等の拡充

○ 災害ハザードエリアからの移転の促進 (都市構造再編集中支援事業)

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアに立地する医療・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまちなかへの移転等を積極的に推進する。

都市構造再編集中支援事業

○ 立地適正化計画に記載する防災指針に位置付けられた事業で災害ハザードエリアから移転する場合、都市機能誘導施設整備の支援要件「同種施設1都市1施設まで」を撤廃。



□ 市街化区域 <災害ハザードエリア>
□ 市街化調整区域 ● 災害レッドゾーン
□ 居住誘導区域 ● 浸水ハザードエリア 等
■ 都市機能誘導区域

災害ハザードエリアから誘導施設を移転

- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
 - ・医療施設 (病院、診療所等)
 - ・社会福祉施設 (老人デイサービスセンター等)
 - ・教育文化施設 (認定こども園、小学校等)
 - ・子育て支援施設 (乳幼児一時預かり施設等)



病院



老人デイサービスセンター



子育て支援施設

○都市機能の安全性の強化（都市構造再編集中支援事業）

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、都市機能の安全性の強化等の防災まちづくりの推進の観点から、市町村等による都市機能の防災力強化の取組等を積極的に推進する。

都市構造再編集中支援事業

医療・福祉施設等の整備にあたって、ピロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策が必要な場合、防災指針に位置付けられた事業に限り、誘導施設の補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ。

【誘導施設における防災対策のイメージ】

ピロティ化



止水板の設置



電源設備の高層階設置

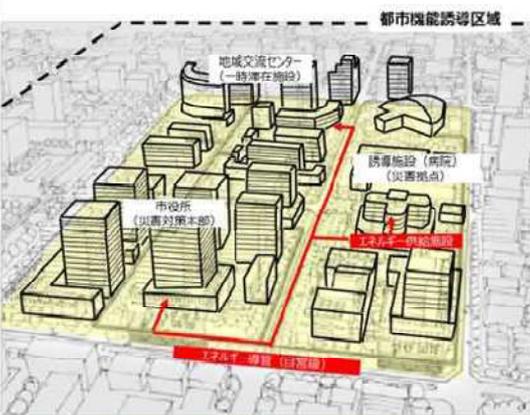


- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
- ・医療施設（病院、診療所等）
- ・社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）
- ・教育文化施設（認定こども園、小学校等）
- ・子育て支援施設（乳幼児一時預かり施設等）

○分散型エネルギーの導入支援関係（都市構造再編集中支援事業）

自然災害が頻発・激甚化する中、防災拠点や一時滞在施設では、災害時のエネルギーの自立的・安定的確保が重要であり、特に都市機能が集中するエリアについて、対応が急務であることから、交付対象事業に分散型エネルギーシステムを追加する。

都市構造再編集中支援事業（地域生活基盤施設：分散型エネルギー）



都市機能誘導区域

地域交流センター（一時滞在施設）

誘導施設（病院）（災害拠点）

エネルギー供給施設

エネルギー導管（自営線及びその付帯施設）

エネルギー導管（自営線）

自営線（自営線部のみ）

付帯施設…河道や支持材等

防災拠点や一時滞在施設等でエネルギー確保が必要なエリア

施設的位置付け ⇒ 上段：立地適正化計画 下段：災害時

【交付対象】

立地適正化計画に基づく道路整備や都市開発事業等^{※1}と一体的^{※2}に実施され、災害時に災害拠点や一時滞在施設に電気を供給する以下の施設整備

エネルギー供給施設



CGS…耐震性の高い中圧導管により供給される都市ガスを燃料として電気を作り、同時に発生する熱を冷房・暖房・蒸気などに利用できるシステム。

※CGSについては整備に要する費用の2分の1に相当する額を交付対象事業の費用の範囲とする。

エネルギー導管（自営線及びその付帯施設）



自営線

自営線…大手電力会社以外の者が電気を送るために自ら敷設した電線



河道（自営線部のみ）

付帯施設…河道や支持材等

^{※1}等は、公園、広場、センター施設などの公共公益施設の整備を示す。
^{※2}一体的とは、都市構造再編集中支援事業の目的を達成するために、一連の施設として整備することを示す。
 ※間接交付の場合は、上記に加え、市町村が民間事業者等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、交付対象事業の費用の範囲の3分の2を超えない範囲の額を交付対象事業費とする。

○職住近接・一体の生活圏の形成等

・テレワーク拠点整備の推進（都市構造再編集中支援事業）

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を前提とした職住近接・一体の生活圏を形成するため、地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点の整備について支援対象に追加する。【令和2年度第3次補正予算より制度拡充】

・都市機能誘導施設の小規模分散立地の推進（都市構造再編集中支援事業）

地方都市や大都市郊外部等の生活圏において、職住近接を支える子育て支援施設等の生活関連施設の小規模分散立地を推進するため、「まちなかウォークアブル区域」に新しい働き方等への対応に必要となる社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合、誘導施設整備の地区面積要件「300㎡以上」及び支援要件「同種施設1都市1施設まで」を撤廃する。

○その他の改正事項

・ワーケーション拠点整備の推進（都市再生整備計画事業）

観光地の再興に係るまちづくりの取組への支援を強化するため、市街化区域等外における観光等地域資源活用支援型の地区の交付対象事業にワーケーション拠点施設を追加する。

【令和2年度第3次補正予算より制度拡充】

・文化観光まちづくりの推進（都市再生整備計画事業）

令和2年度に制度化された「文化観光推進法の規定に基づく地域計画^{*}」関連の区域が観光等地域資源活用計画関連まちづくりの施行地区であることを明確化する。

※文化観光推進法（令和2年5月施行）の規定に基づく、文化観光拠点施設（博物館、美術館、社寺、城郭等）を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画。

・歴史まちづくりの重点支援（都市再生整備計画事業）

観光地の再興に係るまちづくりの取組への支援を引き続き積極的に行うため、歴史的風致維持向上計画関連のまちづくりに対する国費率の嵩上げ措置（40%⇒45%）を令和7年度まで延長する。

・既存ストックの有効活用の促進（都市構造再編集中支援事業・都市再生整備計画事業）

誘導施設等の建築物に整備にあたり既存ストックの有効活用を推進するため、都市構造再編集中支援事業及び都市再生整備計画事業のうち市街化区域等内におけるコンパクトシティ支援型の地区において、誘導施設、高次都市施設及び提案事業（地域創造支援事業）による建築物整備の支援要件として、「整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。」を追加する。

②都市再生区画整理事業の拡充

激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地における防災性の向上を図るため、防災指針に基づいて浸水対策として行われる事業や高規格堤防の整備と一体的に行われる事業等に対する都市再生区画整理事業の支援を拡充する。

都市再生区画整理事業（予算制度の拡充）

○ 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地の防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

拡充①

拡充の概要

以下の①又は②の要件を満たす地区で行われる土地区画整理事業について、重点的に支援を行う

- ①防災指針に基づき浸水対策として実施する事業
- ②高規格堤防の整備と連携して実施する事業

国費率の嵩上げ

①又は②の要件を満たす事業について、都市再生区画整理事業の**安全市街地形成重点地区の対象に追加**し、国費率を1/2に嵩上げ（一般地区：1/3）

支援対象の拡充（緊急防災空地整備事業）

①又は②の要件を満たす事業予定地区において、事業化促進のための事業前の公共施設充当用地の取得等への支援（**緊急防災空地整備事業の対象に追加**（減価補償地区以外での実施も可能））

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】

土地区画整理事業

- 土地の嵩上げ
- 雨水貯留施設の整備等

【区画整理による土地の嵩上げ】

【土地区画整理事業区域】



拡充②（R3都市計画法改正関連）

今後改正予定

支援対象の拡充（浸水対策施設整備費の拡充）

地区施設に位置づけられた**雨水貯留浸透施設や避難施設等**(※)について、**浸水対策施設の対象に追加**し、当該施設の**整備費全額を補助限度額に算入**（地区施設以外の調整池については1/3）

(※)令和3年度の都市計画法の改正により、新たに地区施設として位置づけられる予定

【拡充後の支援対象】

現行	拡充後
浸水対策施設の対象 ・調整池	・調整池 ・ 雨水貯留施設、避難施設等 （※） （※）地区施設に位置付けられたものに限る
補助限度額の対象 ・整備費×2/3	・調整池の整備費×1/3 ・ 地区施設の整備費全額

支援対象のイメージ



③市街地再開発事業等の拡充

③-1 市街地再開発事業及び防災街区整備事業の拡充

市街地再開発事業等の拡充（令和3年度）

R3予算拡充事項

市街地再開発事業等において、コンパクト・プラス・ネットワークの取り組みをさらに推進するとともに、長期優良住宅の整備を推進するため、市街地再開発事業等^{※1}の支援を拡充する。

補助対象（共同施設整備）の追加

①広場等整備の推進
居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成や、エリアマネジメント等を通じたまちの持続的な魅力向上、都市の防災機能向上等に資する広場等の整備を推進するため、下記の条件をいずれも満たす場合、**広場等の整備に要する用地費及び補償費を補助対象に追加する。**

- まちなかウォーカブル区域又は立地適正化計画に定められた防災指針に基づき取組が行われる区域で実施される事業
- 市街地再開発事業等の都市計画に定められた広場、公園又は緑地
- 概ね1,000㎡以上^{※2}

※2 広場等のほか、施設建築敷地内に空地が整備される場合は、面積算定においてのみ当該空地面積も含めてよい。



＜イメージ＞広場等と一体となった再開発

②地区レベルの防災・減災対策の推進
地区レベルの防災・減災対策を推進するため、下記の条件をいずれも満たす場合、**地区施設の整備に要する用地費及び補償費を補助対象に追加する。**

- 地区計画に新たに位置付けられる地区施設（雨水浸透機能の高い緑地、避難地）
- 概ね1,000㎡以上^{※2}



＜イメージ＞避難地の整備

補助率の嵩上げ

③コンパクト型再開発の推進
地域の実情にあったまちなかの機能更新に資するコンパクトな市街地再開発事業等を推進するため、**一定規模以下の事業について、補助率を1.5倍に嵩上げる。**



＜イメージ＞コンパクト型再開発

④長期優良住宅の推進
優良な住宅ストック形成に向けて、市街地再開発事業等に合わせた長期優良住宅を普及促進するため、**認定長期優良住宅の整備を含む事業について、補助率を1.2倍に嵩上げる。**

要件	補助率 嵩上げ	国費率
1 通常	-	1/3
2 認定長期優良住宅の整備を含む事業【上記④】	1.2	2/5
3 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置づけられる事業等	1.35	45/100
4 上記1かつ以下の条件をいずれも満たす事業【上記③】 ・従後建築物の容積率が、従前建築物の容積率に150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・都市部（東京23区及び政令指定都市）以外の市町村域内で行われるものであること	1.5	1/2

＜従前補助対象（共同施設整備）の見直し事項＞
共同施設整備費の算定を個別積算方式で行う場合は、分譲共同住宅の共用通行部分（共用廊下・階段、エレベーター・ホール）の整備に要する費用を算定除外とする。（経過措置として、現に着手している地区については、従前の例による。）

＜従前補助率の見直し事項＞
「都市機能誘導区域内かつ鉄道駅から半径1kmの範囲内等」の補助率嵩上げ（1.2倍）は廃止。（経過措置として、現に着手している地区及び令和3年度中に都市計画決定を受けを予定の地区については、従前の例による。）

①ゆとりある再開発の推進（広場型再開発等）【令和3年度当初予算】

居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成や、エリアマネジメント等を通じたまちの持続的な魅力向上、都市の防災機能向上等に資する広場等の整備及び地区レベルの防災・減災対策を推進するため、これらに資する取組を行う市街地再開発事業及び防災街区整備事業に対する支援を強化。

■拡充内容（補助対象（共同施設整備）の追加）

現行	R3拡充
<p>【現行】広場等の整備 地区計画に定められた広場等^{※2}のうち、概ね1000㎡以上である等、一部の広場等整備に要する費用（用地費及び補償費^{※3}）（国費率：1/3）</p> <p><small>※2：広場、公園、緑地 ※3：地区内残置者の用地費相当額及び建物費相当額を含む</small></p>	<p>【拡充①】広場等の整備 市街地再開発事業等により整備される広場等のうち、下記の条件を全て満たす広場等整備に要する費用（用地費及び補償費）を補助対象に追加（国費率：1/3）</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 市街地再開発事業等の都市計画に定められた広場等 ii) まちなかウォーカブル区域又は防災指針に基づき取組が行われる区域内 iii) 面積が概ね1,000㎡以上^{※4} <p><small>※4：施設建築敷地内に空地が整備される場合は、面積算定においてのみ、当該空地面積も含めてよい。</small></p> <p>【拡充②】地区レベルの防災・減災対策 市街地再開発事業等により整備される地区施設のうち、下記の条件を全て満たす施設整備に要する費用（用地費及び補償費）を補助対象に追加（国費率：1/3）</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地区施設のうち、雨水浸透機能の高い緑地又は避難地 ii) 面積が概ね1,000㎡以上^{※4}

補助対象拡充のイメージ（赤字下線が拡充部分）

（現行）

市街地再開発事業等の都市計画

地区計画

一部の広場等
整備費、用地費、補償費対象

広場等
整備費補助対象
用地費、補償費対象外

（R3拡充）

市街地再開発事業等の都市計画

地区計画

【拡充①】広場等
整備費、用地費、補償費対象

【拡充②】地区施設
（避難地等）
用地費、補償費対象

まちなかウォーカブル区域等



＜イメージ＞
広場等と一体となった再開発



＜イメージ＞
避難地の整備

- 40 -

②地区レベルの防災・減災対策の推進【令和3年改正都市計画法施行後】

地区レベルの防災・減災対策を推進するため、概ね1,000㎡以上かつ、地区計画に新たに位置付けられる地区施設（雨水浸透機能の高い緑地、避難地。以下、「地区施設」という。）の整備に要する用地費及び補償費を補助対象に追加する。

③コンパクトな再開発の推進【令和3年度当初予算】

地域の実情にあったまちなかの機能更新に資するコンパクトな市街地再開発事業及び防災街区整備事業を推進するため、一定規模以下の市街地再開発事業等に対する支援を強化。

■拡充内容（補助率の高上げ）			
R.3拡充は赤字工線	要件	補助率 高上げ	(参考) 国費率
① 通常		—	1/3
② 認定長期優良住宅の整備を含む事業		1.2	2/5
③ 以下の要件のいずれかを満たす事業 ○ 防災再開発促進地区を定め又は定める予定である区域内で施行される事業 ○ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域内で実施される事業 ○ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置付けられる事業として実施される事業		1.35	45/100
④ 上記②及び以下の要件をいずれも満たす事業 ○ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ○ 都市部（東京23区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること		1.5	1/2

<④の補助率高上げのイメージ>

容積率は、従前従後ともに、地区全体の平均値を採用すること

<イメージ>コンパクト型再開発

④長期優良住宅の推進【令和3年度当初予算】

優良な住宅ストック形成に向けて、市街地再開発事業等にあわせて長期優良住宅を普及促進するため、認定長期優良住宅の整備を含む事業について、補助率を1.2倍に高上げする。

⑤補助率の見直し【令和3年度当初予算】

「都市機能誘導区域内かつ鉄道駅から半径1kmの範囲内等」の補助率高上げ（1.2倍）は廃止。（経過措置として、現に着手している地区及び令和3年度中に都市計画決定を受ける予定の地区については、従前の例による。）

⑥補助対象の見直し【令和3年度当初予算】

共同施設整備費の算定を個別積算方式で行う場合は、分譲共同住宅の共用通行部分（共用廊下・階段、エレベーター、ホール）の整備に要する費用を算

定除外とする（経過措置として、現に着手している地区については、従前の例による。）。

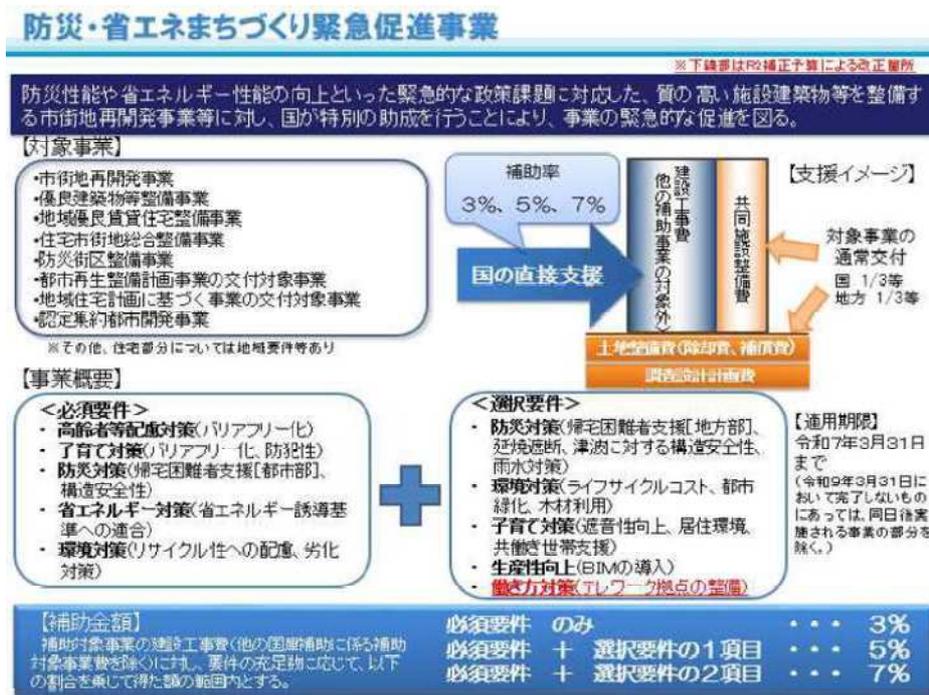
※「分譲共同住宅の共用通行部分（共用廊下・階段、エレベーター、ホール）の整備に要する費用を算定除外」とする事業とは、共同施設整備費の算定を、個別積算方式で行う場合である。共同施設整備費の算定については、従来どおり、原則として積み上げではなく、包括積算方式により算定することとしている。

※経過措置において「現に着手している地区」とは、現在の要綱に基づき補助を受けている地区である。ここで言う「補助」とは、共同施設整備費のみならず、調査設計計画費または土地整備費の補助を受けている場合も含まれる。

③-2 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の拡充

(ア) テレワーク拠点整備の推進【令和2年度第3次補正予算】

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新たな働き方・住まい方に対応するため、テレワーク拠点の整備等働き方対策について支援対象に追加。



(イ) 選択要件_木材利用の要件強化【令和3年度当初予算】

木材利用の推進に係る要件のうち、住宅部分について「0.01 m³/m²以上」から「0.025 m³/m²以上」に強化（本改正前の要綱に基づき、本改正要綱施行日までに着手した事業に関しては、なお従前の例による）。

③-3 都市再開発支援事業の拡充【令和2年度当初予算】

ストックの更新・修復により、老朽化・陳腐化した市街地の再生を図るため、市街地再開発事業の立ち上げに資する中小ビル等の小規模なリノベーションや空地の暫定利用を交付対象事業に追加するとともに、計画コーディネート業務の拡充により市街地再開発事業後の効果を高めるまちづくり活動の立ち上げを支援。

都市再開発支援事業の概要（活用のイメージ）

赤字下線部をR2年度から拡充

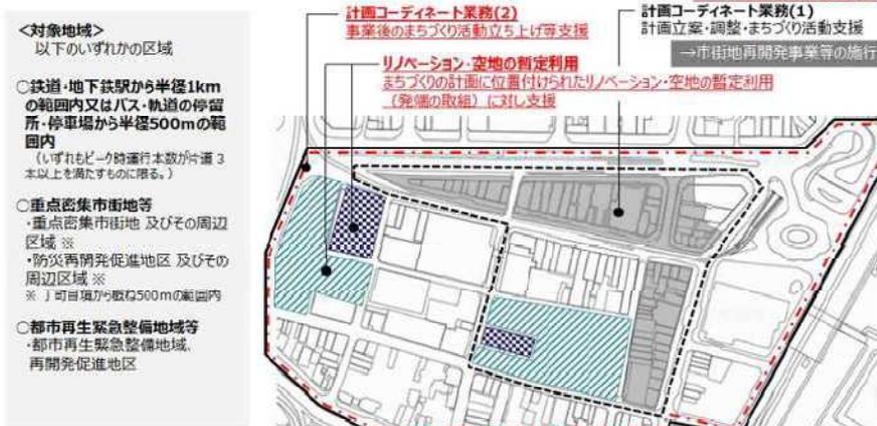
中心市街地等の地域の拠点となるエリアにおいて、市街地再開発事業等を核としたエリア全体の持続的な再生を促進するため、市街地再開発事業後の効果的なマネジメントまで見据えたソフト（計画策定・エリアマネジメント等）及びハード（リノベーション等）の取組を総合的に支援。（社会資本整備総合交付金_13市街地整備事業_市街地再開発事業等）



(※) 基本計画等作成等事業（住宅局所管）においても、同様に拡充している。
 (注) 本頁では便宜上、計画コーディネート業務のうち、既存制度を(1)と、R2拡充事項を(2)と区別している。

都市再開発支援事業の概要（対象エリアのイメージ）

赤字下線部をR2年度から拡充



<凡例>

- 地区再生計画の区域
- 街区整備計画の区域
- 計画コーディネート業務(1)の範囲(※)
- 計画コーディネート業務(2)の範囲
- リノベーションを推進する区域
- 空地の暫定利用を推進する区域

①ポイント
 必ずしもそれぞれの区域を区分けしなくてもよい。
 (リノベーションや空地暫定利用を推進する区域として、まとめて設定しておくことも可。)

(※) 計画コーディネート業務(1)の範囲は、市街地再開発事業等の範囲に必ずしも限られるものではない。
 (注) 本頁では便宜上、計画コーディネート業務のうち、既存制度を(1)と、R2拡充事項を(2)と区別している。

都市再開発支援事業による支援メニュー

赤字下線をR2年度から拡充

支援メニュー	事業内容	実施主体	補助率・要件	
ソフト支援	①地区再生計画の策定	地方公共団体	【国1/3】総事業費50,000千円を限度、最初の交付から5年間かつ通算3年間を限度（既成市街地の新たな更新手法に係る方針を含む場合は【国1/2】に高上げ）	
	②街区整備計画の策定	地方公共団体、再開発準備組織、再開発会社等、まちづくりNPO、まちづくり公益法人、まちづくり協議会	総事業費50,000千円を限度、最初の交付から5年間かつ通算3年間を限度 地方公共団体【国1/3】 （既成市街地の新たな更新手法に係る方針を含む場合は【国1/2】に高上げ） 地方公共団体以外の場合は街区整備計画書の作成【国1/3、地方1/3】	
	③コーディネーター業務	まちづくり活動支援、計画立案・調整	地方公共団体 TMC、再開発準備組織、再開発会社等 まちづくり会社、都市再生推進法人、施設建築物の管理組合等※1	【国1/3】総事業費60,000千円を限度、最初の交付から10年間及び 工事完了時点を含めた5年間を限度 ※2：既成市街地の新たな更新手法に係る方針を含む場合は【国1/2】に高上げ 【国1/3】総事業費60,000千円を限度、最初の交付から10年間及び 工事完了時点を含めた5年間を限度 【国1/3】総事業費60,000千円を限度、最初の交付から10年間及び 工事完了時点を含めた5年間を限度
		施設詳細設計・計画に関する調整、保留床価格設定に関する調整	保留床管理法人	【国1/3、地方1/3】 施設建築物着工前に行うものに限る 1,000m ² 以上の保留床を賃貸運営する法人に限定
ハード支援	④都市機能増進施設の導入を伴う老朽建築物の建替	地方公共団体（及び簡接補助を受ける民間事業者等）	【国1/3】 立地的適正化計画に基づく都市機能増進施設（医療・福祉・商業等）を含む建築物を整備すること等 土地整備（建築物の除却費、土地の整地費、補償費等）を上限	
	⑤リノベーション及び空家の指定利用	地方公共団体（及び地方公共団体からの簡接補助を受ける民間事業者等）	【国1/3】 運動的リノベーション等を誘致するよう人材の育成、まちづくりの相互連携に関する普及啓発の活動が行われること、市街地再開発事業に向けて作成されるまちづくりの計画（地区再生計画、街区整備計画等）にリノベーション等を推進するエリアと方針が定められていること、まちづくりの計画にリノベーション等を位置づけてから3年間を限度	

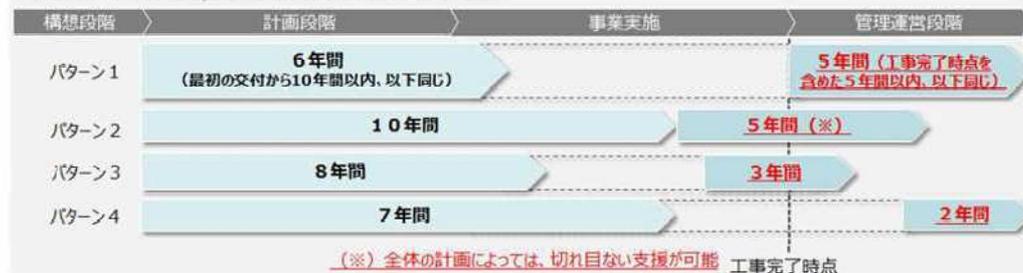
注：上記①～③、⑤は、基本計画等作成等事業（住宅局所管）も同様の内容。
 ※1：③コーディネーター業務のうち計画コーディネーター業務について、「まちづくり活動支援」に限定
 ※2：既成市街地の新たな更新手法：重点密集市街地等における公的不動産等を種地として活用した連続型再開発事業、都市再生緊急整備地域等における大街区化による土地の有効高度利用事業、都市機能誘導区域かつ中心拠点区域内において誘導施設の導入を図る再開発事業

計画コーディネーター業務（まちづくり活動支援）の拡充の概要

市街地再開発事業等完了後のまちづくり活動の立ち上げを支援、持続的なまちづくりに資することを目的に拡充。赤字下線をR2年度から拡充

事業内容	実施主体	補助対象期間	活用のイメージ
まちづくり活動支援	地方公共団体	最初の交付から10年間及び 工事完了時点を含めた5年間を限度	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり組織の立ち上げや住民に対するまちづくりの啓蒙、人材育成等のためのまちづくり勉強会の開催 専門家紹介等の相談窓口の開設やコンサルティング等のノウハウ提供 エリアの情報発信やプロモーション活動、需要調査等の事業完了後の持続的なエリア価値向上のための初動期の取組
	TMC、再開発準備組織、再開発会社等	最初の交付から10年間及び 工事完了時点を含めた5年間を限度	
	まちづくり会社、都市再生推進法人、施設建築物の管理組合等	最初の交付から10年間及び 工事完了時点を含めた5年間を限度	

■支援パターンの例《地区毎の事情に即した柔軟な支援が可能》



■まちづくり活動支援のイメージ



リノベーション及び空地暫定利用（新設）の概要

本頁は全てR2年度拡充事項

市街地再開発事業等の構想・計画と周辺のリノベーション等の取組が連携し、再開発の機運を高めるとともに、持続的なまちづくりに資することを目的に拡充。

実施主体	要件	要件の具体的なイメージ
・地方公共団体 ・地方公共団体からの間接補助を受け 民間事業者等	① 連鎖的なリノベーション等を誘発するような人材の育成・まちづくりの相互連携に関する普及啓発の活動が行われること	リノベーションに関する人材育成の取組が既にあること又は今後行われる予定があること等
	② 市街地再開発事業に向けて作成されるまちづくりの計画（地区再生計画、街区整備計画等）にリノベーション等を推進するエリアと方針が定められていること	地区再生計画、街区整備計画等にリノベーションや空地の暫定利用を行う具体的範囲や取組方針等を定めること等
	③ まちづくりの計画（地区再生計画、街区整備計画等）にリノベーション等を位置づけてから3年間を限度	上記のような計画にリノベーションや空地の暫定利用を行う大まかなエリアや取組方針等を定めた時点から3年間



④都市安全確保拠点整備事業の創設

溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれ著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設の創設と併せて、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地整備に対する支援制度を創設する。

都市安全確保拠点整備事業


国土交通省

予算成立・都市計画法改正後に制定予定

○事業概要

溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれ著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設の枠組みを創設し、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備を支援する。

○交付対象事業

1) 都市安全確保拠点整備計画の策定 (①計画作成費、②コーディネート費)
 2) 特定公益的施設の整備 (いずれも購入費を含む)

都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設における特定公益的施設のうち、以下の施設の整備を支援

災害対応施設(備蓄倉庫等)
災害時の用にのみ供する施設(平常時・利用なし)

特定避難支援施設(医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設、連絡デッキ等)
災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設(平常時・公益的利用)
(医療施設・社会福祉施設・子育て支援施設・高次都市施設は事業費30億円が上限)

その他安全確保施設
災害時に専ら安全確保の用に供する施設の枠から増し分

3) 公共施設の整備
 4) 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化
 5) 特定公益的施設^(※)及び公共施設の用地取得 (①用地費、②補償費)
 (※)特定公益的施設のみ建築物に属する

○地区要件

・ 浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内 (DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上と想定される区域)
 ※1市区町村あたり10haまで

○交付対象事業者、基本国費率

・ 交付対象事業者：地方公共団体(間接交付含む)
 ・ 基本国費率：1/2(国)

【特定公益的施設のイメージ】



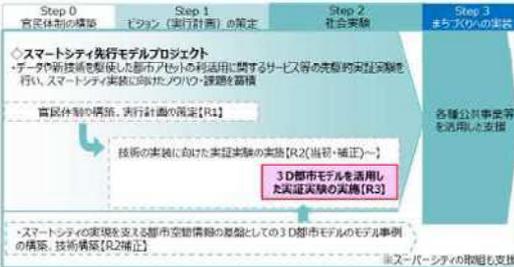

⑤スマートシティ関係予算

スマートシティ分野での実証実験を実施する。今年度より3D都市モデルを活用した実証実験も支援し、新しいモデルを創出する。

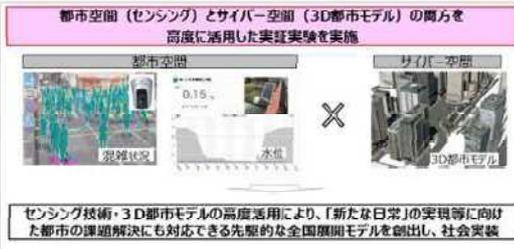
スマートシティ実証調査

○スマートシティモデルプロジェクトをより深化させるため、先駆的な取組を行うモデルプロジェクトの貫徹に向けた継続的な支援に加え、「3D都市モデル」を活用した新たなモデルプロジェクトを創出することにより、「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を強力に推進。

■まちづくりへの実装に向けたロードマップ



■支援イメージ



■スマートシティ実行計画の事例



■社会実装までのスケジュール



スマートシティモデル事業箇所図(R1～R2)

◆先行モデルプロジェクト

No.	プロジェクト実施地域	対象区域
1	北海道 札幌市	中央中心部および郊外
2	北海道 旭川市	市全域
3	茨城県 つくば市	市全域
4	栃木県 宇都宮市	市全域
5	埼玉県 毛呂山町	町全域
6	千葉県 柏市	柏の葉・サンバスター周辺
7	東京都 千代田区	大手町・丸の内・有楽町エリア
8	東京都 江東区	豊洲エリア
9	静岡県 熱海市	熱海市市街地
10	静岡県 下田市	下田市市街地
11	静岡県 藤枝市	市全域
12	愛知県 春日井市	高蔵ニュータウン
13	京都府 精華町	けいはん学園都市（精華・西木津地区）
14	兵庫県 三田市	市全域
15	愛媛県 松山市	中心市街地西部
16	埼玉県 さいたま市	大宮駅・さいたま新都心周辺地区
17	東京都 大田区	羽田空港跡地第1ゾーン
18	新潟県 新潟市	中心市街地
19	愛知県 豊橋市	志田リバーフロントO・R地区
20	大阪府 大阪市	うめきた2期地区、夢洲地区
21	兵庫県 加古川市	市全域
22	熊本県 熊本市	南新地区

◆重点事業化促進プロジェクト

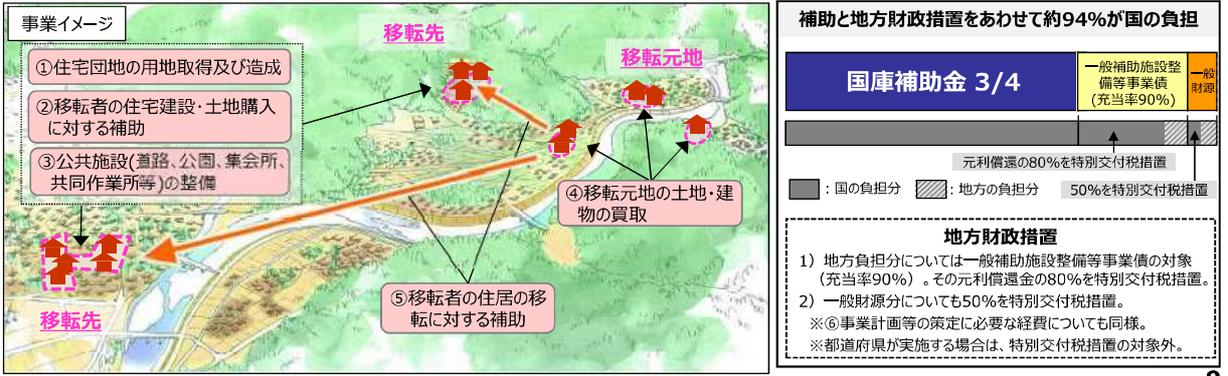
No.	プロジェクト実施地域	対象区域
1	宮城県 仙台市	東パークタウン
2	愛知県 守山市	市全域
3	群馬県 前橋市	市全域
4	神奈川県 横浜市	みなとみらい21地区
5	神奈川県 川崎市	新百合ヶ丘駅周辺地区
6	神奈川県 横浜市中区	市全域
7	福井県 永平町	町全域
8	岐阜県 岐阜市	市全域
9	岡山県 倉敷市	中心市街地
10	広島県 呉市	市全域
11	広島県 福山市	市全域
12	徳島県 美波町	町全域
13	香川県 高松市	市全域
14	愛媛県 新居浜市	市全域
15	福岡県 福岡市	九州大学福岡キャンパス跡地等及び周辺地区
16	長崎県 島原市	島原半島
17	福島県 南相馬市	市全域
18	茨城県 水戸市	市全域
19	埼玉県 熊谷市	市全域
20	東京都 豊田町	市全域
21	東京都 奥村市	市全域
22	石川県 加賀市	市全域

※赤着色はR2年度に追加決定された地区



災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】	【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3/4）
施行者 市町村、 <u>都道府県（市町村からの申出に基づく）</u> 、 <u>都市再生機構（自治体からの委託に基づく）</u>	① 住宅団地の用地取得及び造成 （関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。） ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 （住宅ローンの利子相当額） ③ 住宅団地に係る公共施設の整備 ④ 移転元地の土地・建物の買取 （やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。） ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助 ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1/2）
移転元地（移転促進区域） 自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※) ※災害危険区域、 <u>浸水被害防止区域</u> 、 <u>地すべり防止区域</u> 、 <u>土砂災害特別警戒区域</u> 及び <u>急傾斜地崩壊危険区域</u>	
移転先（住宅団地） 5戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上 ※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上	



防災集団移転促進事業の拡充《R3年度》

3ヶ月以内施行(浸水被害防止区域の追加のみ6ヶ月以内施行)

- 【エリア要件の拡充】**
- 防集法による集団移転の対象区域に、災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加する。
- 【事業の担い手の拡充】**
- 災害による行政機能の低下や、広域的な移転計画に対応するため、都道府県の計画策定権限を追加する。
 - また、東日本大震災の復興事業を通じた豊富な技術・ノウハウを活用するため、都市再生機構の特例業務として、地方公共団体からの委託に基づき、集団移転促進事業に係る計画策定及び事業実施を行うことができることとする。
- 【住宅団地の整備対象の拡充】**
- 集団移転促進事業による住宅団地の整備において、関連して移転する要配慮者施設の用に供する土地の整備を追加する。



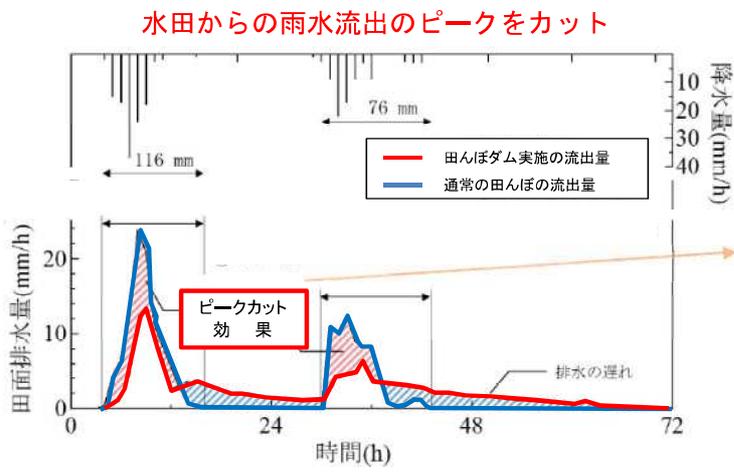
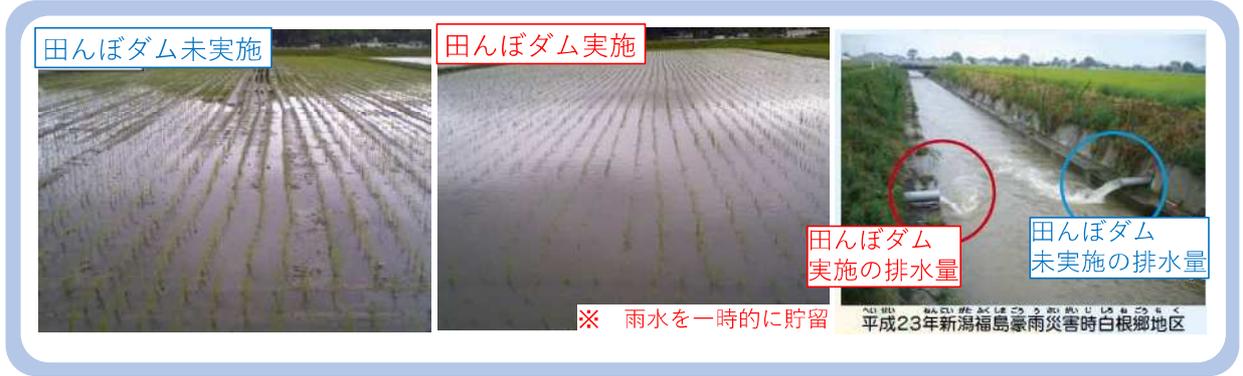
【令和3年度農林水産省関東農政局担当者会議資料】

田んぼダムとは

- 河川や水路の水位の急上昇を抑え、下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の排水口に流出量を抑制するための落水量調整装置を設置して農地の雨水貯留能力を人為的に高める取組をいう。

田んぼダム用の堰板の例

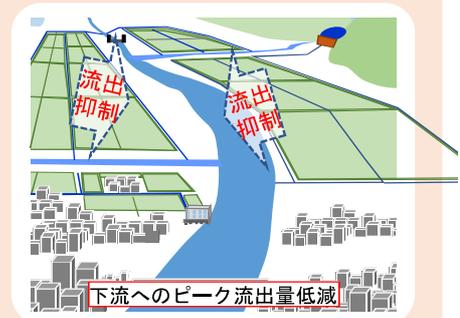
田んぼダム用の排水口の例



資料：北海道提供

ピークカット効果

田んぼダムにより雨水が一時的に水田に貯留され、流出量のピークがカットされる

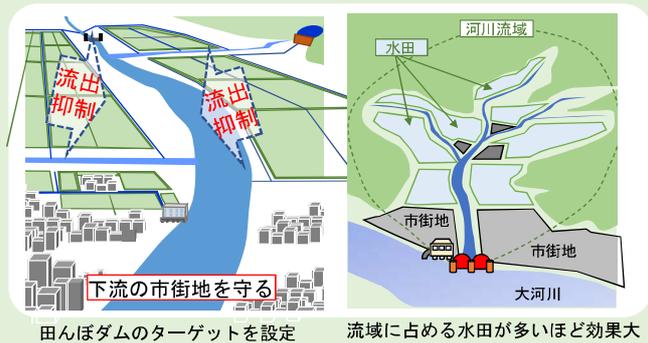


田んぼダムの実施地区選定にあたって

- 田んぼダムを実施する水田は、下流に洪水から守るべきターゲットがあること、豪雨により自身が災害に遭わないこと、豪雨後は湛水状況から速やかに回復し営農再開できる排水性を有すること、が求められる。

1. 下流に洪水から守るべきターゲットがあり、流域に占める水田の割合が一定程度あること

- 河川水位上昇を抑えたい市街地等が下流にあること
- 流域に占める水田面積の割合が一定程度あること。



2. 流出抑制効果が継続的に発揮される地域であること

- 畦塗りや刈払い等により、雨水貯留機能が適切に維持されること
- 流域内の豪雨によって水没しない地区であること



3. 豪雨後の湛水から速やかに回復し営農再開できること

- 地表面の湛水と過剰な地下水が、暗渠や補助暗渠により速やかに排除できること。
- 速やかな排水が可能な排水路網が整備されていること

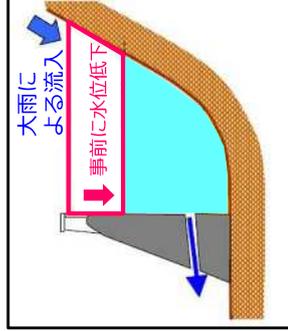


○ 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池、多くの農業用ダム・ため池・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

- 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水の防止・軽減。

排水機場と周辺の市街地

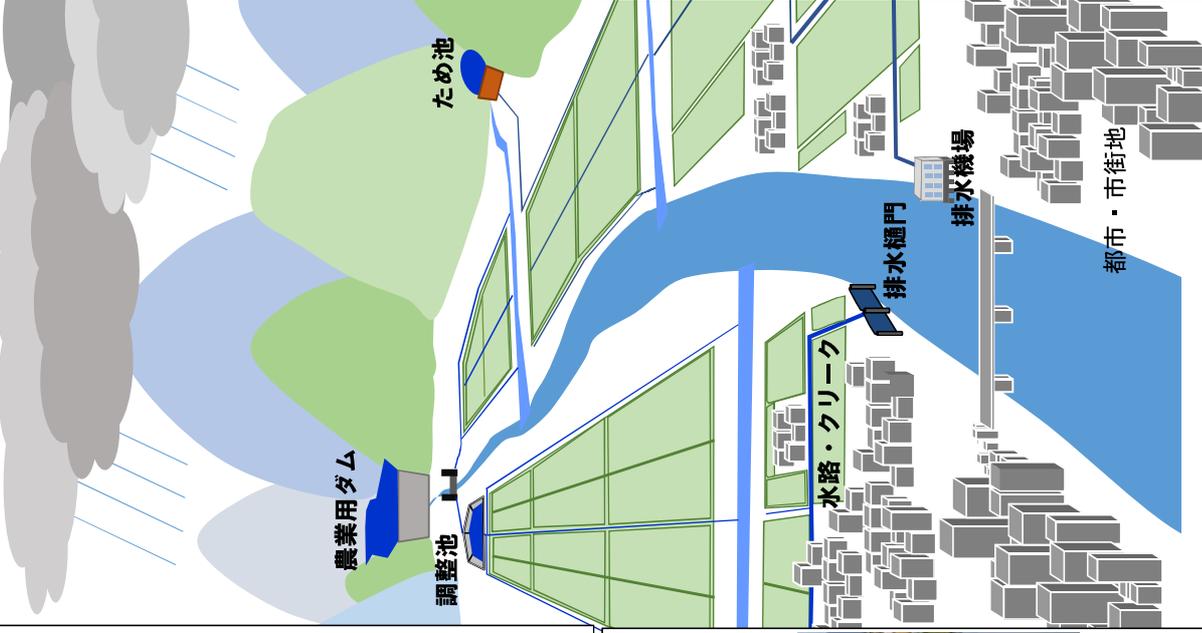


水路・クリーク



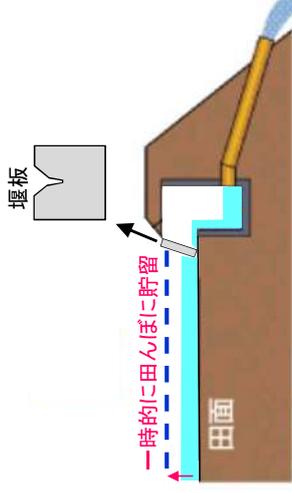
【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等



水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の湛水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。

- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



スリット設置の例



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿化のための活動を支援します。

交付単価	北海道		
	都府県	北海道	北海道
田	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	③資源向上支払 (共同)※1
畑	2,400	4,400	1,920
草地	2,000	2,000	480
	250	400	120

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕
 ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取組むことが必要
 ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取組む場合は、②に75%単価を適用
 ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り
水路の泥上げ
農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修
農道の泥の補修
ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目	都府県		北海道	
	都府県	北海道	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可 上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年参加する場合	田 畑 草地	400 240 40	320 80 20
農村協働力の深化	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合	田	400	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田 畑 草地	1,000 600 80	700 300 40

項目	都府県		北海道	
	都府県	北海道	都府県	北海道
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3 集落以上または50ha以上 200ha以上 1,000ha以上	3 集落以上または1,500ha以上 3,000ha以上 15,000ha以上	4万円/年・組織 8万円/年・組織 16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

流域治水プロジェクト策定に係る今後の進め方

資料4-1

○金目川流域及び葛川流域では、これまで工実施基本計画や河川整備計画等に基づいて河川整備を進めてきたが、より一層流域全体における治水対策の加速化を図るため、新たにまちづくり部局や危機管理部局等の流域のあらゆる関係者を加え、流域治水プロジェクトの策定と公表を行う。

【検討スケジュール】

7月9日（済）

金目川流域治水協議会及び葛川流域治水協議会に係る事前説明会

- ・今後の進め方を共有

流域治水に係る取組みを所管する部局を抽出 ⇒ 協議会構成員の調整

8月13日（本日）

金目川流域治水協議会①、葛川流域治水協議会①

- ・協議会の設立（規約の策定）
- ・流域治水に係る本格的な検討を開始

流域治水に係る取組み状況の把握 → 近日中に調査を実施

※資料4-2参照

事務局にて流域治水プロジェクト（案）を作成

9～2月（予定）

金目川流域治水対策協議会②、③ 葛川流域治水対策協議会②、③

- ・流域治水プロジェクト（案）について協議 → 各構成機関が合意（各自決裁）
- ・流域治水総合整備計画（案）について協議 → 事業毎に県主管課と事前調整
- ・流域治水プロジェクト公表手続きを共有（記者発表スケジュール等）

令和3年度末まで

金目川流域治水プロジェクト、葛川流域治水プロジェクト 公表

資料4-1

金目川水系 流域治水プロジェクト 取組状況調査票 (案)

主な取組メニュー	主な取組項目	対策メニュー	主な分野	実施主体	取組状況	具体的な取組み内容			事業予定期間 (R3~R30)	
						(場所)	(数量)	(具体的な内容)		
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水氾濫対策	県管理河川改修事業における河道整備	河川	県	○	○○川 ●●市○○地	L=2.5km	50mm/m対応の河川整備として、堤防端上り、護岸工事を実施する。	R3~R30	
		県管理河川における河道内の堆積土砂の撤去、樹木等の植生管理	河川	県						
		準用河川改修事業における河道整備	河川	市町						
		準用河川における河道内の堆積土砂の撤去、樹木等の植生管理	河川	市町						
		雨水排水施設の整備 (下水道)	下水	市町						
		排水機場の整備 (下水道)	下水	市町						
		雨水貯留施設 (調整池、貯留管、浸透管等)の整備 (下水道)	下水	市町						
		海岸保全施設の整備や浸食対策の推進	海岸	県						
		利水ダム等による事前放流の推進	河川	県						
		一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ	開発・住宅	市町						
	流域の雨水貯留機能の拡大	雨水貯留浸透施設整備の支援制度の充実 (雨水貯留補助金導入費補助等)	開発・住宅	市町						
		雨水貯留浸透施設の整備 (校庭、公園、公共建築物等)	都市計画・公園・住宅・教育	県・市町						
		水田の貯留機能の向上	農政	県・市町						
		ため地等の農業施設の活用	農政	県・市町						
		農業用排水施設に係る機能強化	農政	県・市町						
		上流域等の森林整備	林務	県・市町						
		上流域等の治山対策	林務	県・市町						

